

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 令和3年度 事業計画

1. 運営委員会

年2回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病、災害、還暦、資格取得、勤続及び退会に対する給付に関する事業

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 健康管理援助事業

令和3年度に満35歳以上の年齢に達する者(協会けんぽ生活習慣病予防健診対象者)に対し、人間ドックまたは生活習慣病予防健診の受診料補助を行う。

①人間ドック受診料補助事業

幅広い年代に確実な受診機会を提供するため、令和3年度より対象年齢の拡大と希望者全員の補助、さらに自己負担軽減のための補助限度額の増額を実施する。

対象者：35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳の会員
補助額：40,000円

■令和3年度経過措置

補助対象の変更による影響を軽減するため、令和3年度限定の経過措置を実施する。

対象者：過去に補助実績がない会員のうち、次の要件を満たす者。
加入期間3年以上、51歳以上、令和2年度までの補助区分(55歳)への申込機会がなかった者、令和3～4年度の補助対象でない者
補助額：40,000円

■令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例措置

人間ドック休止等の影響を受けた会員に対し、令和3年度に繰越して補助を行う。

対象者：令和2年度補助対象者のうち繰越を希望する会員
補助額：30,000円 ※令和2年度実施要項による

②生活習慣病予防健診受診料補助事業

対象者：人間ドック受診料補助対象者を除く会員
補助額：7,169円 ※協会けんぽ生活習慣病予防健診の自己負担最高額

【健康管理援助事業補助対象者数・補助額】

区分	対象者	申込者	申込割合	補助額	金額
R3 人間ドック	1,207	880	72.9%	40,000	35,200,000
R3 人間ドック経過措置	183	121	66.1%	40,000	4,840,000
R2 人間ドック特例措置	44	40	90.9%	30,000	1,200,000
人間ドック計	1,434	1,041			41,240,000
生活習慣病予防健診*		4,449		7,169	31,894,881
合計		5,490			73,134,881

※令和3年3月4日現在

(4) 医薬品斡旋事業

家庭用常備薬等を会員へ年3回斡旋する。

第1回（7月ごろ）：大日商事株式会社

第2回（10月ごろ）：株式会社アーテム

第3回（1月ごろ）：白石薬品株式会社

3. 事業内容の周知

事業内容及び事務取扱等の周知徹底を図るため、全加入施設・団体及び会員にチラシ等を配布するとともに、ホームページで周知する。

4. 未加入施設への加入促進

未加入法人に対して、本会事業が優秀な人材の確保・定着の促進につながることへの理解を得るため、県社協事業（福祉人材センター・経営指導事業）と連携した加入促進活動を展開する。

5. ソウェルクラブ島根の運営

(1) 会員交流事業の実施

県内の会員及びその家族のための旅行や、イベント等の会員交流事業を実施する。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、実施が困難な場合は代替事業に変更する。

(2) 全国会議等への参加

(3) 加入勧奨

互助会封筒裏面にソウェルクラブの広告を印刷し、互助会加入施設へのPRを行う。
また、県社協通信に広告を掲載し、県社協会員施設への加入を促す。

【参考】

	令和2年2月末現在			令和3年2月末現在		
	会員数	加入法人数	法人加入率	会員数	加入法人数	法人加入率
島根県	671人	16法人	6.0%	597人	15法人 (島根県法人266法人)	5.6%

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）への加入

引き続き、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）へ加入し、会議等へ出席するほか、団体運営にあたって必要な指導を受ける。

また、中国・四国ブロック会議の当番県として会議を実施する。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が金融商品取引法の規制対象となることから、平成25年度から信託契約を行っている三菱UFJ信託銀行へ引き続き外部委託を行うことにより、健全で安定した資産管理を図る。